○埼玉県警察シンボルマーク及びマスコット取扱要綱

平成 26 年 3 月 31 日 広 報 第 1 7 8 号 警 察 本 部 長

埼玉県警察シンボルマーク及びマスコット取扱要綱の制定について (通達)

この度、埼玉県警察シンボルマーク及びマスコットの適正な利用及び積極的な活用を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成26年4月1日から実施するので、誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット取扱要綱(平成15年務第612号)は、廃止する。

別添

埼玉県警察シンボルマーク及びマスコット取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察シンボルマーク及びマスコット(以下「シンボルマーク等」という。)の制式及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 制式

1 シンボルマーク

シンボルマークの制式は、埼玉県警察シンボルマークの制式(別図1)のとおりとする。

2 マスコット

マスコットの制式は、男性警察官マスコットの制式(別図2)及び女性警察官マスコットの制式(別図3)のとおりとする。

第3 使用基準

1 使用範囲

シンボルマーク等は、埼玉県警察の象徴として警察活動の推進に必要であると認められる 場合に使用することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

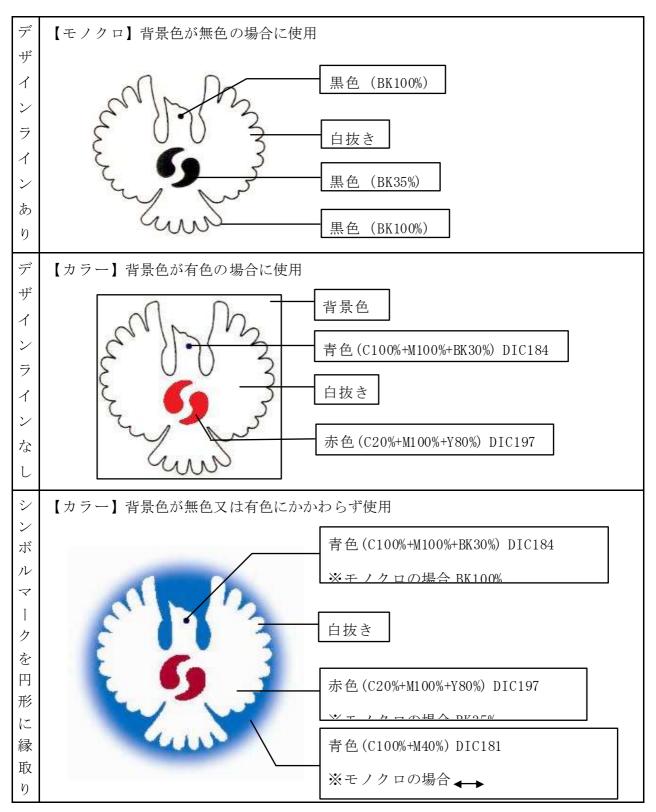
- (1) 埼玉県警察の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 特定の個人、団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 訓令その他の規程により、その制式が規定されている物品に使用するとき。
- (5) 上記のほか、その使用が著しく不適当であるとき。
- 2 使用上の留意事項
- (1) シンボルマーク等を使用する場合は、制式に従い有効かつ適正に使用すること。
- (2) シンボルマーク等は、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (3) マスコットを使用する場合は、可能な限り男性警察官マスコット及び女性警察官マスコットを一緒に用いること。
- (4) マスコットは、別に定める県警マスコット基本デザインを使用すること。
- (5) マスコットを使用する場合は、デザインとともに、県警マスコットであること及び愛称を併記すること。

- (6) シンボルマーク等は、他の団体が単独で行う各種活動に使用することを認めない。ただし、当該団体と県警察が共同主催で行う場合又は当該団体の主催する事業に県警察が協賛する場合で、埼玉県警察の組織名を表示するときは、シンボルマーク等の使用は妨げない。 第4 使用・変更の申請
- 1 シンボルマーク等を使用する場合で、やむを得ず第3の2の規定によることができない場合又はマスコット立体物及び動画を製作するなどする場合は、埼玉県警察シンボルマーク等使用・変更申請書(別記様式)により、総務部広報課長を経て警察本部長に申請するものとする。
- 2 基本デザイン以外の新たなデザインを使用する場合において、事前に総務部広報課長との 協議を経て使用するときは、前記1の申請を要しないものとする。
- 3 警察本部長は、前記1の申請があった場合、第3の1に規定する使用基準の範囲内と認められるときに限り、その使用を承認するものとする。

実施日

- 1 この通達は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この通達実施の際、現に廃止前の埼玉県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット取扱 要綱の規定により使用を許可されたシンボルマーク等は、この通達の規定により使用を承認 されたシンボルマーク等とみなす。

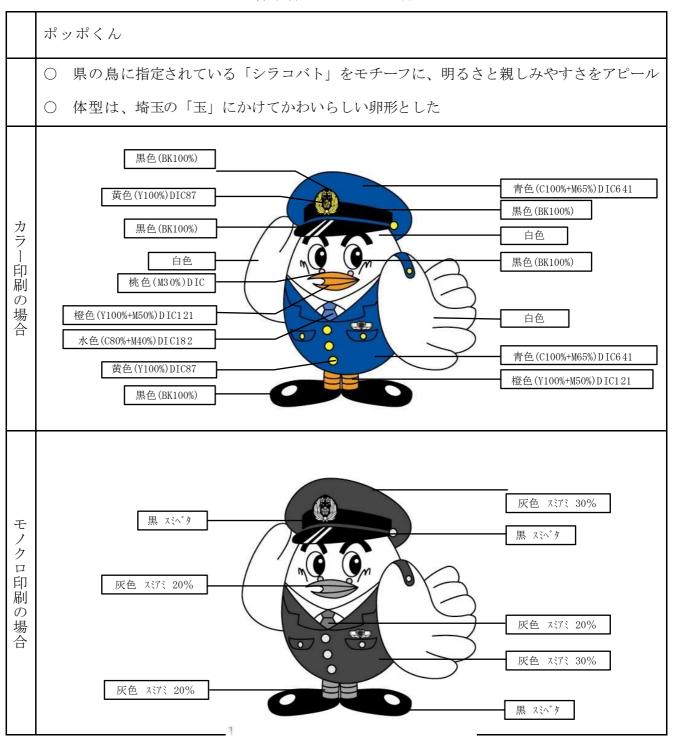
埼玉県警察シンボルマークの制式



(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC(大日本インキ色ナンバー)で示した。

シンボルマーク の製作趣旨 県の鳥に指定されている「シラコバト」と埼玉県章の「まがたま」を 組み合わせ、本県警察の象徴として、明るくさわやかで、かつ、県民に 親しまれるデザインとした。

男性警察官マスコットの制式

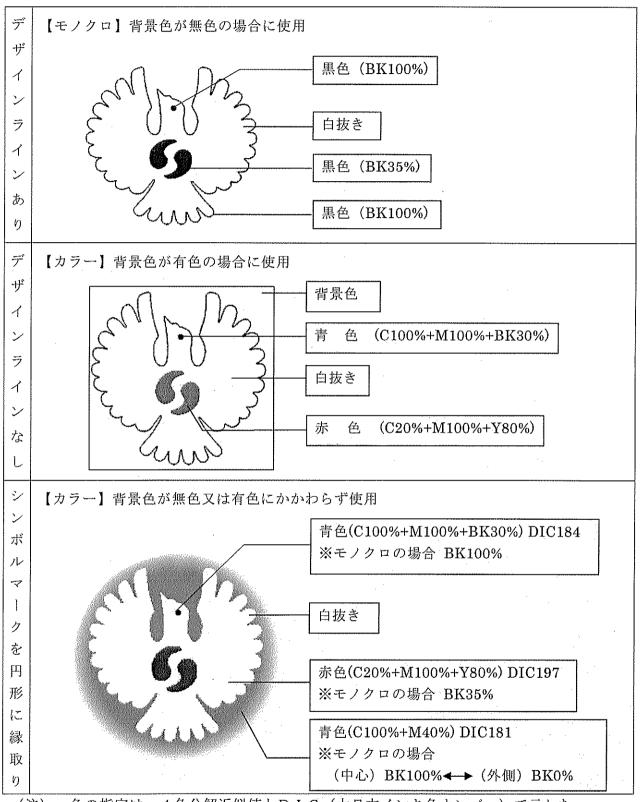


(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC (大日本インキ色ナンバー)で示した。

女性警察官マスコットの制式



(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC(大日本インキ色ナンバー)で示した。

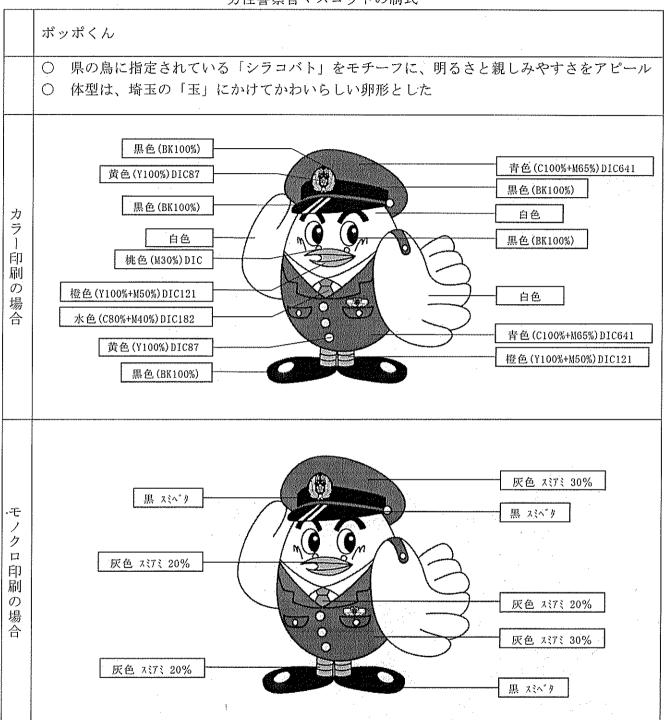


(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC (大日本インキ色ナンバー)で示した。

シンボルマーク の製作趣旨

県の鳥に指定されている「シラコバト」と埼玉県章の「まがたま」を組み合わせ、本県警察の象徴として、明るくさわやかで、かつ、県民に親しまれるデザインとした。

男性警察官マスコットの制式



(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC (大日本インキ色ナンバー)で示した。

女性警察官マスコットの制式



(注) 色の指定は、4色分解近似値とDIC (大日本インキ色ナンバー)で示した。

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

長

埼玉県警察シンボルマーク等使用・変更申請書

使用	する	5 V	- <i>D</i>	等	1 シンボルマーク 2 マスコット
使	用		期	門	
使	用			的	
使	用		方	法	
使用物		か品	かわ	る等	・ 物品名・ 形状・ 材質等
資	枓	の	有	無	有 無 (マーク等を使用する商品の企画書、商品見本、広告原稿等を添付すること。)
担		当		者	所属名 階級(職名) 氏名 警電

⁽注) 使用するマーク等の欄は、変更申請するマーク等の番号に〇印を付すこと。